

## 介護保険事業者に対する指導・監査結果情報公表について

平成 27 年 1 月 30 日  
介 護 保 険 課

## 1 趣旨

第 3 期介護給付適正化計画を的確に推進するため、介護保険事業者に対する指導・監査における行政指導の透明性を確保するとともに、介護保険サービスの質の向上に資することを目的に、介護保険事業者に対する指導・監査結果の公表について検討する。

## 2 理由

- (1) 多様な主体が介護保険サービス事業に参入するとともに、事業者数も増加する中、多額の介護報酬の返還事案も近年生じるなど、一部の事業者によるモラル低下が懸念される。
- (2) 事業者指導する指導権者が増える中、指導水準の標準化を図るとともに、指導レベルの一層の向上を図っていく必要がある。

## 3 公表に当たっての留意点

- (1) 公表に当たっては、事前に事業者はその内容を通知するなど、相互理解を図った上で行うこととする。
- (2) 事業者に対して指導した事項だけでなく、適正に実施されている場合についても公表する。

## 4 事業内容（案）

現在、各市町と調整中。

- (1) 実施主体 各指導権者（県、各市町）
- (2) 公表対象 県内の居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者及び介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の開設者
- (3) 公表内容 別紙「情報公表内容」（案）のとおり

※事業者名、事業所・施設名、指導等の内容、事業者からの改善状況報告など

	項 目	提供内容
指導	指導・監査結果について	指導・監査結果の内容（適正実施の場合も含む。）を公表 ※ 口頭で指導した事項は公表対象外
監査	事業者の改善状況報告について	指導事項等に係る事業者の改善報告内容

- (4) 公表方法 実施主体（県、各市町）はホームページにより公開する。なお、県は各市町のホームページとリンクする。
- (5) 公表時期 実地指導を行った年度の結果や事業者改善報告は、翌年度から公表する。
- (6) その他 著しく悪質な事業運営の事実（利用者への恒常的な虐待、不正請求等）が認められた場合の事業者に対する勧告に係る措置命令や指定取消等については、介護保険法に基づき公示等することとなっている。

別紙「情報公表内容(案)」

指導名称	指導年月日	法人名	事業所名	事業所所在地	サービス名称	指導事項(内容)	改善状況内容	過誤の理由	その他 (過誤金額等)
平成〇〇年度 実地指導	H〇.6.30	株式会社 〇〇〇〇〇	訪問介護事業所 〇〇〇〇	広島県〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号	訪問介護	指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者又は家族に対し、運営規定の概要、訪問介護員等の勤務の体制等の重要事項を記した文書を交付すること。	重要事項を記した文書について、利用者又は家族に交付した。今後は、漏れなく、指定訪問介護の提供に際し、あらかじめ交付することとする。		0
平成〇〇年度 実地指導	H〇.7.10	株式会社 〇〇〇〇	デイサービス事業所 〇〇〇〇	広島県〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号	通所介護	入浴介助加算について、利用者の事情により入浴を実施していなかった場合について、誤って算定し請求した事例については、自主点検のうえ、返還額等を報告するとともに、保険者に返還すること。また自主返還終了後も、その旨を報告すること。	自主点検の上、保険者に対し返還した。	入浴した者として誤って当該加算を算定していたため。	5,500
平成〇〇年度 実地指導	H〇.8.30	社会福祉人 〇〇〇〇〇	介護老人福祉施設 〇〇〇〇	広島県〇〇市〇〇町 〇〇〇〇番地の〇	介護老人福祉施設	運営規程の概要を、施設内に掲示すること。	運営規程の概要を、施設内に掲示した。		0
平成27年度 実地指導	H〇.10.3	医療法人社 団 〇〇〇〇	医療法人〇〇〇 介護老人保健施設 〇〇〇〇	広島県廿日市市〇〇 〇丁目〇番〇号	介護老人保健施設	介護老人保健施設は、自らその提供する介護保険施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。	平成〇年11月12日に施設サービス評価を実施した。評価の結果に応じて、改善を行っていく。今後も継続して年に2回評価を行っていく。		0

(単位:円)